

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県財務規則の一部を改正する規則

○子ども手当に係る知事の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

訓 令

○福島県事務決裁規程の一部を改正

する訓令

福島県企業局

○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局

○福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県教育委員会

○福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則及び子ども手当に係る知事の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第六十八号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。
第九十九条第十一号中「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

(入札監理課)

福島県規則第六十九号

子ども手当に係る知事の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

子ども手当に係る知事の権限の委任に関する規則(平成二十三年福島県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の日以後における平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第十六条第一項の規定により読み替えられる同法第六条第一項の認定及び同法第七条第一項の規定による支給については、なお従前の例による。

(職員業務課)

訓 令

福島県訓令第二十一号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年九月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。
別表第二の2の表人事総室の部職員業務課の項4中「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第十号)」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年十月一日から施行する。

(行政経営課)

福 島 県 企 業 局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年 9月27日

福島県企業局管理規程第9号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第62条第11号中「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）」を「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）」に改める。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

（経営企画課）

福島県知事 佐藤 雄平

福島県病院局

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年 9月27日

福島県病院局事業管理者 高地 英夫

福島県病院局管理規程第13号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第53条第1項第10号中「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）」を「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）」に改める。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

（病院総務課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第3号

教育庁本庁

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年九月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁本庁事務決裁規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十号）の一部を

次のように改正する。

別表第二福利課の項第二号中「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年十月一日から施行する。

（教育総務課）